

第 6 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 6 年 9 月 5 日提出

件数 4 1 件

【内訳】議案 3 8 件（条例関係 6 件、決算関係 1 5 件、予算関係 9 件、  
その他 8 件）

報告 3 件（平成 2 5 年度一般会計継続費精算の報告等）  
議案の要旨

条例関係

子ども・子育て支援新制度について（議案第 144 号～第 147 号関係）

平成 2 7 年 4 月から、子ども・子育て支援に関する新しい制度（「子ども・子育て支援新制度」）の本格的な実施が予定されているところである。

子ども・子育て支援新制度により、市町村では新たに認可・確認事務が発生することになり、その事務を処理するため次の基準を定めるものである。

子どものための教育・保育給付の支給認定基準を定める条例

新制度では、保護者の申請に基づき、市が保育の必要性を認定した上で、幼稚園や保育所及び地域型保育事業者に対して給付費の支払いを行う。

条例では、保育が必要な事由などの認定の条件の基準を定めるものである。

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（これらを総称して「地域型保育事業」という。）は、児童福祉法に基づく市の認可事業として位置付けられる。

条例では、地域型保育事業に関する認可基準を定めるものである。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度において、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、市町村が、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者からの申請に基づき、子ども・子育て支援法に基づく給付（施設型給付費・地域型保育給付費）を行う対象施設・事業として確認を行う。

条例では、市が、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として確認するとともに、施設を設置者・事業者が遵守すべき運営基準を定めるものである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度により、市町村は放課後児童健全育成事業の設備や運営について、条例で基準を定めなければならない。

（放課後児童健全育成事業については、認可ではなく、事前の届出制）

<b>議案第 144 号</b>	<b>南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定基準を定める 条例制定について</b>
------------------	---

## 【趣旨】

子ども・子育て支援法の制定に伴い、子どものための教育・保育給付の支給認定基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制度概要

- ・子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給するものである。
- ・市町村は、保育の必要性の認定に当たっては「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」、「優先利用」の確認をし、次の区分の認定を行う。

子ども・子育て支援法による認定区分

保育の必要性の認定		
認定区分	対象者	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定子ども園
2号認定 (保育認定(満3歳以上))	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の基準に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定子ども園
3号認定 (保育認定(満3歳未満))	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の基準に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定子ども園 地域型保育施設

## 2 制定の概要

定める項目	条・項	内 容
保育の必要性 の基準	第3条	<p>【保育を必要とする事由】</p> <p>小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1月において、64時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>妊娠・出産</p> <p>保護者の疾病・障がい</p> <p>同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>災害復旧</p>

		<p>求職活動（起業の準備を含む。）</p> <p>就学（職業訓練校等での職業訓練を含む。）</p> <p>虐待やDVのおそれがあること</p> <p>育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>その他、上記に類する状態として市長が認める場合</p>
保育必要量の基準	第4条	<p>【就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分】</p> <p>保育標準時間（フルタイム就労を想定した利用時間）</p> <p>1日11時間までの利用に対応するものとして、1月当たり212時間を超え292時間まで</p> <p>保育短時間（パートタイム就労を想定した利用時間）</p> <p>1日8時間までの利用に対応するものとして、1月当たり212時間まで</p>
優先保育の基準	第5条	<p>【優先的に保育を行う必要があると認められる者】</p> <p>ひとり親家庭</p> <p>生活保護世帯</p> <p>生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>虐待やDVのおそれがある場合など社会的擁護が必要な場合</p> <p>子どもが障がいをもつ場合</p> <p>育児休業後に復職又は復職する予定</p> <p>兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>地域型保育事業による保育を受けていたこと</p> <p>上記に類するものとして市長が認める状態であること</p>
過料	第7条	<p>【報告等に係る過料】</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前子どもの保護者</li> <li>・小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主</li> <li>・その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者</li> </ul> <p>&lt;行為の種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をしない場合</li> <li>・虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をした場合</li> <li>・職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をいたした場合</li> </ul> <p>&lt;過料&gt;</p> <p>10万円以下</p>

	<p>【支給認定の変更に係る過料】</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定保護者</li> </ul> <p>&lt;行為の種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定証の提示又は返還を求めて応じない場合</li> </ul> <p>&lt;過料&gt;</p> <p>10万円以下</p>
--	--

3 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日

4 関係条例の改正

【南相馬市保育園条例の一部を改正する条例】

保育給付の支給認定基準の条例制定に伴い、南相馬市保育園条例第3条及び第4条に規定する保育の実施基準及び員外利用を削除するもの。

議案第145号	南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
---------	--------------------------------------

【趣旨】

児童福祉法の一部改正に伴い、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制度概要

- ・子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（これらを総称して「地域型保育事業」という。）は、児童福祉法に基づく市の認可事業として位置付けられることになった。
- ・これに伴い、地域型保育事業者は、国で定めた基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を踏まえ市が定める条例による基準を満たすことが求められる。
- ・地域型保育事業は、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、次の4類型に区分される。

## 地域型保育事業の区分

区 分	内 容
家庭的保育事業	市が認定した家庭的保育者の居宅等で、家庭的な雰囲気の中で保育を行う事業（定員：5人以下）
小規模保育事業	小規模な保育施設で保育を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） 従事者全員が保育士</li> <li>・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） 従事者の半数以上が保育士</li> <li>・小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下） 従事者は市長が認めた者</li> </ul>
居宅訪問型保育事業	乳幼児の居宅において、市が認定した家庭的保育者が保育を行う事業
事業所内保育事業	事業主が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所型（定員20人以上）</li> <li>・小規模型（定員19人以下）</li> </ul>

## 2 制定の概要

## 総則(第1条～第21条)

定める項目	条・項	内 容
最低基準と地域型保育事業者	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li> <li>・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている地域型保育事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li> </ul>
地域型保育事業者の一般原則	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。</li> <li>・地域型保育事業者は、地域との交流・連携を図り、保護者等に対し、事業等の運営内容を説明するよう努めなければならない。</li> </ul>
保育所等との連携	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業者による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次の連携協力を行う保育所を確保しなければならない。</li> </ul>

		<p>利用乳幼児に対する集団保育体験の機会設定、相談、助言等の保育内容に関する支援を行うこと。</p> <p>必要に応じて、代替保育を提供すること。</p> <p>保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
地域型保育事業者と非常災害対策	第7条	<p>・地域型保育事業者において、軽便消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、不断の注意と訓練に努めなければならない。</p>
地域型保育事業者の職員	第8条 第9条	<p>【職員の一般的要件（第8条関係）】</p> <p>・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>【職員の知識及び技能向上等（第9条関係）】</p> <p>・職員は、自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するため必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	<p>・地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>
利用乳幼児平等取扱い原則等	第11条 ～ 第13条	<p>【利用乳幼児平等の原則（第11条関係）】</p> <p>・地域型保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条等によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>【虐待等の禁止（第12条関係）】</p> <p>・職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>【懲戒に係る権限の濫用禁止（第13条関係）】</p> <p>・地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、身体的苦痛を与える等その権限を濫用してはならない。</p>
衛生管理・食事	第14条 第15条	<p>【衛生管理（第14条関係）】</p> <p>・地域型保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。</p>

		<p>【食事（第15条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、食事を提供するときは事業所内で調理する方法により行わなければならない。</li> </ul>
利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、健康診断を学校保健法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・地域型保育事業者の職員の健康診断は、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、注意を払わなければならない。</li> </ul>
地域型保育事業所等内部の規程	第18条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</li> </ul>
秘密保持・苦情対応	第20条 第21条	<p>【秘密保持（第20条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> </ul> <p>【苦情対応（第21条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じなければならない。</li> </ul>

## 家庭的保育事業の基準（第22条～第26条）

定める項目	条・項	内 容
設備の基準	第22条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって次の要件を満たすもの。</li> <li>乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</li> <li>専用の部屋の面積は、9.9㎡以上であること。</li> <li>乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</li> <li>衛生的な調理設備及び便所を設けること。</li> <li>同一敷地内に屋外に遊戯等に適した広さの庭（面積：満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上）があること。</li> <li>火災報知器及び消火器の設置、火災訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</li> </ul>
職 員	第23条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医、調理員を配置しなければならない。</li> <li>・家庭的保育者1人当たり乳幼児3人まで、家庭的保育補助者がいる場合は乳幼児5人まで保育可能とする。</li> </ul>
保育時間・内容・保護者との連絡	第24条 ～ 第26条	<p>【保育時間（第24条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間は1日8時間。</li> </ul> <p>【保育内容（第25条関係）】</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</li> </ul> <p>【保護者との連絡（第26条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> </ul>
--	--	---

小規模保育事業（第27条～第36条）

定める項目	条・項	内 容		
設備・面積の基準	第28条 第33条	A型	B型	C型
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児又はほふく室：1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上</li> <li>・屋外遊戯場：1人につき3.3㎡以上</li> </ul>	A型を準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児又はほふく室：1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室：1人につき3.3㎡以上</li> <li>・屋外遊戯場：1人につき3.3㎡以上</li> </ul>
職員数	第29条 第31条 第34条	A型	B型	C型
		保育士、嘱託医、調理員を配置 <保育士基準> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児3人につき1人</li> <li>・幼児（1歳以上3歳未満）6人につき1人</li> <li>・児童（3歳以上4歳未満）20人につき1人</li> <li>・児童（4歳以上）30人につき1人</li> </ul>	保育士（市長が行う研修を修了した者）、嘱託医、調理員を配置 <保育士基準> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児3人につき1人</li> <li>・幼児（1歳以上3歳未満）6人につき1人</li> <li>・児童（3歳以上4歳未満）20人につき1人</li> <li>・児童（4歳以上）30人につき1人</li> </ul>	家庭的保育者、嘱託医、調理員を配置 <家庭的保育者基準> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者1人につき乳幼児3人以下</li> <li>・家庭的保育補助者がいる場合乳幼児5人以下</li> </ul>



## 居宅訪問型保育事業（第37条～第41条）

定める項目	条・項	内 容
設備及び備品	第38条	・居宅訪問型保育事業所には、必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
職員数	第39条	・家庭的保育者1人に対し乳幼児1人。
連携施設	第40条	・乳幼児の障がい、疾病等の状況に応じ、あらかじめ連携する障害児入所施設等を確保しなければならない。

## 事業所内保育事業（第42条～第48条）

定める項目	条・項	内 容																										
利用定員の設定	第42条	・事業所内保育事業は、利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の定員枠（地域枠）を設けなければならない。																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人以上5人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>6人以上7人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>8人以上10人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>11人以上15人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>16人以上20人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>21人以上25人以下</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>26人以上30人以下</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>41人以上50人以下</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>51人以上60人以下</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>61人以上70人以下</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>71人以上</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>	利用定員	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人
		利用定員	その他の乳児又は幼児の数																									
		1人以上5人以下	1人																									
		6人以上7人以下	2人																									
		8人以上10人以下	3人																									
		11人以上15人以下	4人																									
		16人以上20人以下	5人																									
		21人以上25人以下	6人																									
		26人以上30人以下	7人																									
		31人以上40人以下	10人																									
		41人以上50人以下	12人																									
		51人以上60人以下	15人																									
		61人以上70人以下	20人																									
71人以上	20人																											
設 備	第43条	【利用定員20人以上】 ・乳児室：1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室：1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上 ・屋外遊戯室：1人につき3.3㎡以上 ・調理室、便所を設けること。																										
		【利用定員19人以下】 ・小規模保育事業所A型の設備基準と同様																										
職 員	第44条	【利用定員20人以上】																										

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士、嘱託医、調理員</li> <li>・ 乳児 3 人につき保育士 1 人</li> <li>・ 幼児（1 歳以上 3 歳未満）6 人につき保育士 1 人</li> <li>・ 児童（3 歳以上 4 歳未満）20 人につき保育士 1 人</li> <li>・ 児童（4 歳以上）30 人につき保育士 1 人</li> </ul>
--	---

3 施行日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

**議案第 146 号 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について**

**【趣旨】**

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

1 制度概要

- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、市町村が、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業からの申請に基づき、子ども・子育て支援法に基づく給付（施設型給付費・地域型保育給付費）を行う対象施設・事業として確認することとされている。
- ・ 特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者は、国で定めた基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ市が定める条例による基準を満たすことが求められる。
- ・ なお、給付を受ける施設・事業は次に分類される。

給付を受ける施設・事業

分 類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 認可保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 居宅訪問型保育事業</li> <li>・ 事業所内保育事業</li> </ul>

## 2 制定の概要

## 特定教育・保育施設の運営に関する基準（第4条～第34条）

定める項目	条・項	内 容
利用定員の基準	第4条	<p>【特定教育・保育施設利用定員に関する基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園及び保育所の利用定員：20人以上</li> <li>・特定教育・保育施設の区分に応じ、就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるもの。</li> </ul>
利用開始に伴う基準	第5条 ～ 第9条	<p>【内容及び手続の説明及び同意（第5条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</li> </ul> <p>【正当な理由のない提供拒否の禁止等（第6条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者から利用の申込みを受け付けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。</li> </ul> <p>【定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考（第6条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員の総数が超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考により選考しなければならない。</li> </ul> <p>【あっせん、調整及び要請に対する協力（第7条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、当該施設の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</li> </ul> <p>【支給資格等の確認（第8条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証により、支給認定の有無、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するもの。</li> </ul> <p>【支給認定の申請に係る援助（第9条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</li> </ul>
		<p>【子どもの心身の状況の把握（第10条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、支給認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。</li> </ul> <p>【利用者負担額等の受領（第13条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支</li> </ul>

<p>教育・保育の提供に伴う基準</p>	<p>第 10 条 ～ 第 19 条 第 24 条 ～ 第 26 条</p>	<p>給認定保護者から当該施設に係る利用者負担額の支払を受けるもの。</p> <p>【特定教育・保育の取扱方針（第 15 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は幼稚園教育要領に、保育所は保育所保育指針に、認定こども園は認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul> <p>【子どもの平等の取扱い、虐待、懲戒権限濫用の禁止（第 24 条・第 25 条・第 26 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>・特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>・特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し懲戒の措置を採るときは、身体的苦痛を与える等その権限を濫用してはならない。</li> </ul>
<p>管理・運営等に関する基準</p>	<p>第 20 条 ～ 第 34 条 (第 24 条 ～第 26 条 除く)</p>	<p>【運営規程（第 20 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、施設の運営・保育の内容等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>【勤務体制の確保等（第 21 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、職員の勤務体制を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>【利用定員の遵守（第 22 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、利用定員を超えて提供を行ってはならない。</li> </ul> <p>【重要事項の掲示（第 23 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を掲示しなければならない。</li> </ul> <p>【秘密保持（第 27 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の職員及び管理者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> </ul> <p>【事故発生の防止及び発生時の対応（第 32 条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された指針の整備</p>

		<p>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制の整備</p> <p>事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する定期的な研修</p> <p>【記録の整備（第34条関係）】</p> <p>・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p>
--	--	--

## 特定地域型保育事業の運営に関する基準（第37条～第52条）

定める項目	条・項	内 容										
利用定員の基準	第37条	<p>【特定地域型保育事業の利用定員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業A型及びB型</td> <td>6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業C型</td> <td>6人以上10人以下</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記定員は、事業所ごとに満1歳未満、満1歳以上に区分して利用定員を定めるもの。</p>	事業	利用定員	家庭的保育事業	1人以上5人以下	小規模保育事業A型及びB型	6人以上19人以下	小規模保育事業C型	6人以上10人以下	居宅訪問型保育事業	1人
事業	利用定員											
家庭的保育事業	1人以上5人以下											
小規模保育事業A型及びB型	6人以上19人以下											
小規模保育事業C型	6人以上10人以下											
居宅訪問型保育事業	1人											
利用開始に伴う基準	第38条 ～ 第40条	<p>【内容及び手続の説明、同意（第38条関係）】</p> <p>・利用申込者に対し、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について同意を得なければならない。</p> <p>【正当な理由のない提供拒否の禁止等（第39条関係）】</p> <p>・特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受け付けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。</p> <p>【定員を超える申込みがあった場合の選考（第39条関係）】</p> <p>・支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するもの。</p> <p>【あっせん、調整及び要請に対する協力（第40条関係）】</p> <p>・特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>										
教育・保育の提		【子どもの心身の状況の把握（第41条関係）】										

供に伴う基準	第 41 条 ～ 第 43 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。</li> <li>【地域型保育事業の連携施設（第 4 2 条関係）】</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。</li> <li>【利用者負担額等の受領（第 4 3 条関係）】</li> <li>・ 特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該保育に係る利用者負担額の支払を受けるもの。</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	第 46 条 ～ 第 49 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>【運営規程（第 4 6 条関係）】</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、運営・事業についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>【記録の整備（第 4 9 条関係）】</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> </ul>

## 罰則

定める項目	条・項	内 容
過 料	第 54 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>【報告等に係る過料】</li> <li>&lt;対象者&gt;</li> <li>・ 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者等</li> <li>&lt;行為の種類&gt;</li> <li>・ 報告若しくは物件の提出若しくは提示をしない場合</li> <li>・ 虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をした場合</li> <li>・ 市職員の質問に対し、答弁せず、虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒むなどの行為をした場合</li> <li>&lt;過料&gt;</li> <li>10万円</li> </ul>

## 3 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日



<b>議案第 147 号</b>	<b>南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について</b>
------------------	---

## 【趣旨】

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制度概要

- ・子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めることとなった。
- ・本条例は、国で定めた基準「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ定めるものである。

## 2 制定の概要

定める項目	条・項	内 容
放課後児童健全育成事業の一般原則	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者</li> <li>・放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営内容を説明するよう努めなければならない。</li> <li>・事業所の構造建築設備は、採光、換気等利用者の保健衛生、危害防止を考慮し設けなければならない。</li> </ul>
職員の一般的要件	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li> </ul>
施設・設備	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養のための機能を備えた区画）を設け、支援に必要な設備・備品等を備えなければならない。</li> <li>・専用区画の面積は、児童1人につき概ね1.65㎡以上。</li> </ul>
従事する者	第10条 第1項・ 第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに放課後児童支援員を置かななければならない。</li> <li>・放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等であって2年以上児童福祉事業に従事した者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者とするもの。</li> </ul>
支援員数	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上。</li> </ul>



	第 2 項	・ 2 人のうち 1 名を除き、支援員を補助する者に代えることができるもの。
支援の単位の規模	第 10 条 第 4 項	・ 支援の単位を構成する児童数：概ね 40 人以下
開所時間及び日数	第 18 条	・ 小学校の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間以上 ・ 小学校の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間以上 ・ 開所日数：1 年につき 250 日以上
その他の基準	第 6 条 第 11 条 第 12 条 第 14 条	【非常災害対策（第 6 条関係）】 ・ 事業者は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意と訓練をするもの。 【平等の取扱い（第 11 条関係）】 ・ 事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。 【虐待等の禁止（第 12 条関係）】 ・ 利用者に対し、虐待や児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 【運営規程（第 14 条関係）】 ・ 事業者は、事業所ごとに事業の目的及び運営方針等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 3 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

### 議案第 148 号 南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例制定について

#### 【趣旨】

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 南相馬市サービスエリア利活用拠点施設 位置 南相馬市鹿島区浮田字榎木沢 2 1 2 番地の 1
施 設	第 3 条	情報発信施設：広域観光ブース、コミュニティ広場 物産販売施設：物産販売スペース、 飲食提供施設：フードコート、テイクアウト店舗 広場 駐車場
事 業	第 4 条	高速道路利用者等の休憩場所の提供に関する事。 地域情報の発信に関する事。 特産品等の展示、販売及び普及に関する事。 飲食物の提供に関する事。 交流事業の企画及び実施に関する事。 その他拠点施設の設置の目的達成するために必要な事業
休館日等	第 5 条 第 6 条	【休館日】無休 【開館時間】 情報発信施設・物産販売施設・飲食提供施設：午前 8 時～午後 8 時 広場・駐車場：午前零時～午後 1 2 時
指定管理者による管理	第 14 条	指定管理者に拠点施設の管理を行わせるもの。
指定管理者の業務の範囲	第 16 条	拠点施設の管理及び運営に関する業務 拠点施設の事業に関する業務 利用許可及び利用の取消し等に関する業務 利用料金の徴収及び減免に関する業務 拠点施設の管理運営上市長が必要と認める業務
指定管理者の指定の手続	第 17 条	・ 指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料 ・ 市長は、申請書を受理したときは指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。

利用料金	第 24 条	区分	単位	利用料金
		コミュニティ広場	1 時間	6 0 0 円
		指定管理者が許可 する施設	1 区画 / 1 日	7 , 0 0 0 円
利用料金の 減免	第 26 条	次の基準に従い利用料金を減額・免除することができる。 国・地方公共団体等が主催・共催して行う事業に利用するとき 全額 市が後援する事業に利用するとき 5 割 その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額		

## 2 関係条例の改正

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正（別表関係）

【改正内容】別表に規定してある「南相馬市かしま交流センター」の次に「南相馬市サービスエリア利活用拠点施設」を加えるもの。

## 3 施行日 平成 2 7 年 4 月 1 日

### 議案第 149 号 南相馬市帰還支援一時宿泊所条例制定について

#### 【趣旨】

南相馬市帰還支援一時宿泊所の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 南相馬市帰還支援一時宿泊所 位置 南相馬市原町区北長野字南原田 1 4 3 番地の 1（雇用促進住宅北長野宿舍内）
対象者	第 3 条	一時宿泊所を使用することができる者：修繕等が必要な自宅を本市に有し、一時宿泊所使用時において原発事故等により市外（相馬市及び新地町を除く。）に避難している者及び対象者が指名する者
使用期間等	第 4 条	使用できる期間は、1 回につき 7 日以内とするもの。
使用の許可	第 5 条	一時宿泊所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

使用許可の制限	第6条	市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、一時宿泊所の使用を許可しない。 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。 その他管理上支障があるとき。
使用許可の取消し等	第9条	市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。 法令に違反する行為を行ったとき。 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 使用の目的が使用許可の制限に該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。
使用料	第12条	一時宿泊所の使用料：無料

## 2 施行日 平成26年10月1日

### 決算関係

- 議案第150号 平成25年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第151号 平成25年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第152号 平成25年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第153号 平成25年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第154号 平成25年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第155号 平成25年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第156号 平成25年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第157号 平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 158 号 平成 2 5 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 159 号 平成 2 5 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 160 号 平成 2 5 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 161 号 平成 2 5 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

議案第 162 号 平成 2 5 年度南相馬市病院事業会計決算認定について

議案第 163 号 平成 2 5 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

議案第 164 号 平成 2 5 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

#### 補正予算関係

議案第 165 号 平成 2 6 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 166 号 平成 2 6 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 167 号 平成 2 6 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 168 号 平成 2 6 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 169 号 平成 2 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別補正予算について

議案第 170 号 平成 2 6 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 171 号 平成 2 6 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 172 号 平成 2 6 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 173 号 平成 2 6 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

## その他

## 議案第 174 号 工事請負契約の締結について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業河川災害復旧（普通河川真野川右支）工事
施工場所	南相馬市鹿島区烏崎字牛島地内外
契約の金額	299,700,000円
工期	契約締結日から平成28年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社

## 議案第 175 号 工事請負契約の締結について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	除染対策事業交付金表土改善（北泉海浜総合公園）工事
施工場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内外
契約の金額	172,800,000円
工期	契約締結日から平成27年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区栄町一丁目15番地 株式会社諸井緑樹園

<b>議案第 176 号</b>	<b>工事請負契約の締結について</b>
------------------	----------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	真野川漁港水産物荷さばき施設建築主体工事
施工場所	南相馬市鹿島区烏崎字牛島地内
契約の金額	267,300,000円
工期	契約締結日から平成27年8月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社

<b>議案第 177 号</b>	<b>工事請負契約の締結について</b>
------------------	----------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	大甕小校舎耐震改修建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区大甕字鶴蒔地内
契約の金額	223,560,000円
工期	契約締結日から平成27年9月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社



<b>議案第 178 号 工事請負契約の締結について</b>
--------------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	太田小校舎耐震改修建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区益田字塩釜地内
契約の金額	223,560,000円
工期	契約締結日から平成27年9月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社

<b>議案第 179 号 工事請負変更契約の締結について</b>
----------------------------------

## 【趣旨】

平成25年第6回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（小川町地区）工事	
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市原町区小川町地内外	
契約金額	変更前	300,240,000円
	変更後	345,401,280円
	増額する額	45,161,280円

## 主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	汚水管切り直し工	新たに区画を確保するため支障となる汚水管を切り回すための施工増
(2)	復興歩掛適用による変更	復興歩掛を適用するための変更
(3)	インフレスライド適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更

## 議案第 180 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主要内容】

取 得 の 目 的	防災集団移転促進事業移転促進区域（上渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 2 8 1 番など計 1 0 筆	明細は別紙 1 のとおり P 3 1
	合 計	5 , 3 5 7 . 4 5 m <sup>2</sup>
取 得 予 定 価 格	2 2 , 5 9 3 , 8 5 5 円	
取 得 の 方 法	随意契約	
取 得 の 相 手 方		

## 議案第 181 号 財産の取得について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 0 1 番 1 など計 1 3 筆	明細は別紙 1 のとおり P 3 1
	合 計	1 3 , 4 3 2 . 3 7 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 8 , 9 0 4 , 2 9 7 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

### 【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）

（7月末現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿 島 区	2 , 2 4 7	1 , 7 2 4	7 6 . 7 %
原 町 区	2 , 4 4 0	1 , 9 0 5	7 8 . 0 %
合 計	4 , 6 8 7	3 , 6 2 9	7 7 . 4 %

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

## 報告

## 報告第8号 平成25年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

## 【趣旨】

平成25年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

## 1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額	支出済額	年割額と支出済額の差
(仮称)西川原災害公営住宅整備事業	24 ～ 25	727,146,000円	661,861,550円	65,284,450円

地方自治法施行令  
(継続費)

第145条 【略】

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

## 報告第9号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

## 【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

## 【主な内容】

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.59	20.00
連結実質赤字比率	-	17.59	30.00
実質公債費比率	14.1	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源

が上回っており、将来負担比率を「 - 」と表記

## 2 資金不足比率

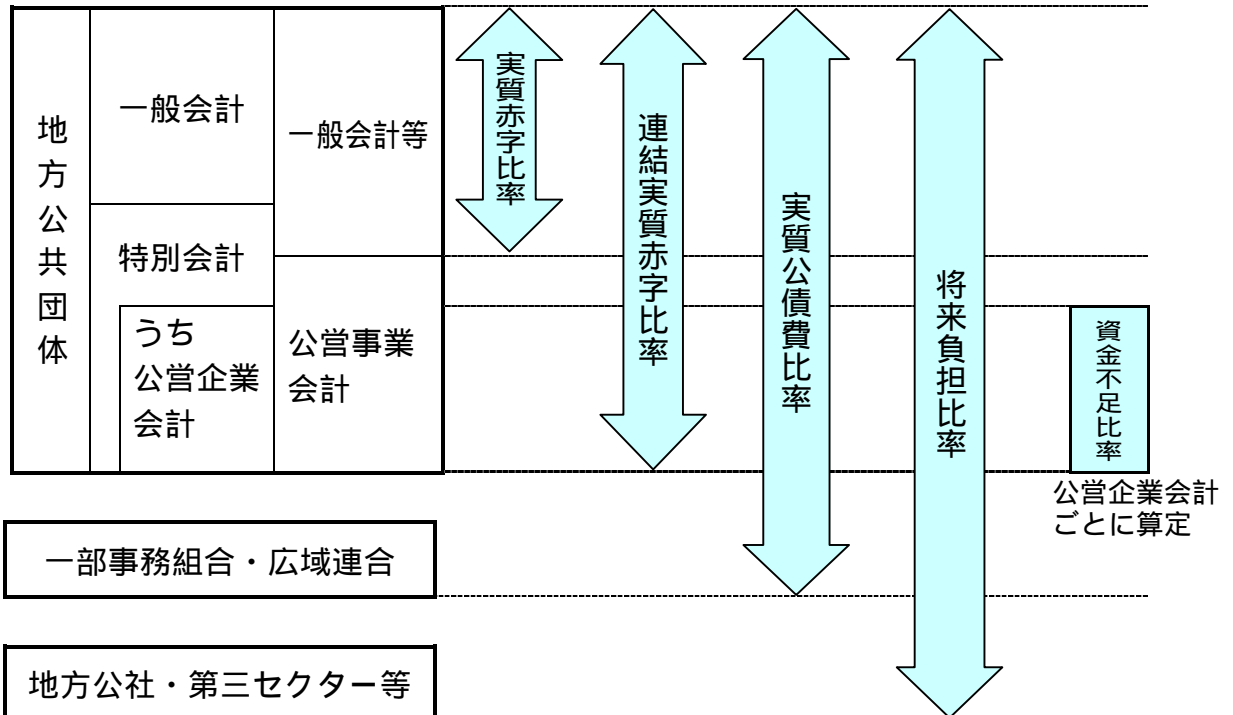
(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備 考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「 - 」と表記

## 健全化判断比率等について

### 1 健全化判断比率等の対象



### 2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第10号 専決処分の報告について
--------------------

## 【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

## 【専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成26年7月31日専決】

## 1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

91,314円

{	うち保険等により補てんされる額	91,314円
	市が自ら負担する額	0円

## 3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成26年4月8日午後5時5分頃、原町区日の出町173番地付近の丁字路にて停止した相手方車両とすれ違う際、公用車右ドアミラーが相手方車両の右後方部と接触し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

## 【専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成26年8月21日専決】

## 1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

242,251円

{	うち保険等により補てんされる額	242,251円
	市が自ら負担する額	0円

## 3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成26年3月27日午後2時35分頃、原町区大町二丁目地内の県道原町川俣線において、公用車が渋滞のため一旦停止後に発進した際、公用車前方部が相手方車両後方部に衝突し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。



## 【専決第5号 損害賠償の額の決定について 平成26年8月27日専決】

## 1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

77,600円

## 3 損害賠償の理由

平成25年2月15日竣工の高的倉ダム右岸法面復旧工事の支払いについて、支払期限経過後に支払を完了したことにより生じた遅延利息について、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に基づき、相手方に対し、損害賠償として支払うものである。

損害賠償の額は上記のとおりとする。

## 【専決第6号 工事請負変更契約の締結について 平成26年8月28日専決】

## 1 専決処分理由

平成25年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成26年8月28日付けで専決処分したものの。

## 2 変更契約の内容

契約の目的		防災集団移転促進事業住宅団地造成(萱浜地区(2))工事
施工場所		南相馬市原町区萱浜字六貫山地内
契約の相手方		南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社
契約金額	変更前	178,500,000円
	変更後	185,042,640円
	増額する額	6,542,640円

## 主な変更内容

項目		内容			
(1)	数量変更	区分	変更前	変更後	増減
		改良土	4,150.7 m <sup>3</sup>	14,152.8 m <sup>3</sup>	10,002.1 m <sup>3</sup> 増
		購入土(山土)	15,573.6 m <sup>3</sup>	6,459.1 m <sup>3</sup>	9,114.5 m <sup>3</sup> 減
(2)	インフレスライ	人件費の上昇による変更			

	ド適用による変更				
(3)	単品スライド適用による変更	対象資材	変更前単価	変更後単価	備考(数量)
		改良土	1,500 円	1,700 円	14,152.8 m <sup>3</sup>
		購入土(山土)	2,300 円	2,700 円	6,459.1 m <sup>3</sup>

議案第 180号 財産の取得について  
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（上渋佐地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 2 8 1 番	山林	1,034
2	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 2 8 2 番	宅地	545.45
3	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 2 9 1 番	畑	862
4	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 2 番 1	田	919
5	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 2 番 2	田	70
6	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 3 番	雑種地	21
7	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 4 番	雑種地	222
8	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 5 番	田	1,557
9	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 6 番	雑種地	15
10	南相馬市原町区上渋佐字寺崎 3 9 7 番	雑種地	112
合計(m <sup>2</sup> )			5,357.45

議案第 181号 財産の取得について  
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（下渋佐地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 0 1 番 1	田	1,082
2	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 0 1 番 2	田	2,206
3	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 1 2 番 1	田	990
4	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 1 2 番 2	田	1,481
5	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 1 3 番	雑種地	16
6	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 2 0 番	田	1,995
7	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 2 1 番	田	3,605
8	南相馬市原町区下渋佐字大橋 9 3 番 1	宅地	416.52
9	南相馬市原町区下渋佐字大橋 9 3 番 3	宅地	257.85
10	南相馬市原町区下渋佐字大橋 9 3 番 5	雑種地	52
11	南相馬市原町区下渋佐字大橋 9 4 番 1	山林	760
12	南相馬市原町区下渋佐字大身 1 5 番	畑	145
13	南相馬市原町区下渋佐字大身 2 2 番	畑	426
合計(m <sup>2</sup> )			13,432.37

